

結果の概要

1 労働協約の締結状況

(1) 労働協約の締結状況

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の状況をみると、「締結している」91.4%〔平成18年調査（以下、「前回」という。）89.0%〕、「締結していない」8.6%〔前回11.0%〕となっている。

企業規模別では、規模が大きいほど、労働協約を「締結している」とする労働組合の割合が概ね高くなっている。（第1-1表、第1-2表）

第1-1表 企業規模、労働協約の締結の有無別労働組合割合

					(単位：%)				
区 分		計		労働協約 を締結 している	労働協約 を締結 していない	平成18年 労働協約を 締結している			
計		[100.0]	100.0	91.4	8.6	89.0			
< 企業規模 >									
5,000	人 以 上	[25.0]	100.0	97.5	2.5	97.2			
1,000	～ 4,999 人	[19.4]	100.0	93.3	6.7	93.4			
500	～ 999 人	[10.0]	100.0	91.6	8.4	88.1			
300	～ 499 人	[10.1]	100.0	90.8	9.2	85.8			
100	～ 299 人	[20.6]	100.0	85.1	14.9	84.5			
30	～ 99 人	[14.9]	100.0	87.5	12.5	79.5			
平成18年計		[100.0]	100.0	89.0	11.0	…			

注：〔 〕内の数値は、企業規模別労働組合の構成割合である。

第1-2表 産業、労働協約の締結の有無別労働組合割合

					(単位：%)				
区 分	計		労働協約 を締結 している	労働協約 を締結し ていない	平成18年				
					区 分	計		労働協約 を締結 している	労働協約 を締結し ていない
計	[100.0]	100.0	91.4	8.6	計	[100.0]	100.0	89.0	11.0
< 産 業 >					< 産 業 >				
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.1]	100.0	100.0	-	鉱 業	[0.2]	100.0	90.0	10.0
建設業	[3.9]	100.0	92.3	7.7	建 設 業	[4.1]	100.0	96.8	3.2
製造業	[32.5]	100.0	91.9	8.1	製 造 業	[33.9]	100.0	88.5	11.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[2.9]	100.0	99.0	1.0	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[2.8]	100.0	99.0	1.0
情報通信業	[3.6]	100.0	94.1	5.9	情 報 通 信 業	[4.0]	100.0	89.9	10.1
運輸業、郵便業	[17.0]	100.0	95.6	4.4	運 輸 業	[17.2]	100.0	96.4	3.6
卸売業、小売業	[13.9]	100.0	96.5	3.5	卸 売 ・ 小 売 業	[13.5]	100.0	91.8	8.2
金融業、保険業	[7.0]	100.0	93.8	6.2	金 融 ・ 保 険 業	[7.2]	100.0	88.7	11.3
不動産業、物品賃貸業	[0.4]	100.0	80.8	19.2	不 動 産 業	[0.4]	100.0	84.5	15.5
学術研究、専門・技術サービス業	[2.3]	100.0	90.9	9.1	飲 食 店 ， 宿 泊 業	[0.8]	100.0	88.7	11.3
宿泊業、飲食サービス業	[1.0]	100.0	90.1	9.9	医 療 ， 福 祉	[4.8]	100.0	77.3	22.7
生活関連サービス業、娯楽業	[0.9]	100.0	85.0	15.0	教 育 ， 学 習 支 援 業	[3.4]	100.0	67.9	32.1
教育、学習支援業	[3.2]	100.0	69.8	30.2	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[2.6]	100.0	73.9	26.1
医療、福祉	[5.3]	100.0	79.8	20.2	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[5.4]	100.0	81.5	18.5
複合サービス事業	[3.8]	100.0	79.6	20.4					
サービス業(他に分類されないもの)	[2.0]	100.0	77.4	22.6					

注：1)〔 〕内の数値は、産業別労働組合の構成割合である。

2)平成18年の産業は、平成14年3月改定日本標準産業分類による。

(2) 労働協約を締結している場合の状況

ア 締結のレベル別状況

労働協約を締結している労働組合について、労働協約はどのレベルにおいて締結されているかをみると、「当該労働組合において締結」71.4% [前回70.2%]、「上部組織において締結」23.0% [前回23.8%]、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」5.0% [前回6.0%]となっている(第2表)。

第2表 労働協約の締結のレベル別労働組合割合

		(単位：%)			
区 分		労働協約を締結している計	当該労働組合において締結	上部組織において締結	当該労働組合及び上部組織双方において締結
計		100.0	71.4	23.0	5.0
< 企業規模 >					
5,000	人以上	100.0	41.3	47.5	10.5
1,000	～ 4,999人	100.0	64.1	28.7	7.2
500	～ 999人	100.0	74.6	22.8	1.9
300	～ 499人	100.0	85.5	13.1	1.4
100	～ 299人	100.0	93.9	3.3	2.4
30	～ 99人	100.0	95.5	3.0	0.2
平成18年計		100.0	70.2	23.8	6.0

注：表頭「労働協約を締結している計」には「不明」が含まれる。

イ 周知の状況

労働協約を締結している労働組合について、その周知の状況をみると、「周知徹底を図るための措置を講じている」86.4% [前回92.3%]、「周知のための措置を何も講じてない」9.9% [前回7.5%]となっている。

「周知徹底を図るための措置を講じている」労働組合について、その方法(複数回答)をみると、「職場ごとに回覧、掲示」40.4% [前回34.3%]、「労働組合員全員に配布」39.7% [前回51.8%]、「電子的手段(インターネット、LANなど)の活用」32.8% [前回24.0%]、「説明会の開催」23.2% [前回24.0%]となっている。(第3表)

第3表 労働協約の周知方法別労働組合割合

		(単位：%)								
区 分		労働協約を締結している計	周知徹底を図るための措置を講じている		労働組合員全員に配布	職場ごとに回覧、掲示	説明会の開催	複数回答		何も講じていない
								電子的手段(インターネット、LANなどの活用)	その他	
計		100.0	86.4	(100.0)	(39.7)	(40.4)	(23.2)	(32.8)	(7.1)	9.9
< 企業規模 >										
5,000	人以上	100.0	90.1	(100.0)	(37.6)	(48.8)	(22.3)	(45.6)	(11.8)	6.5
1,000	～ 4,999人	100.0	89.1	(100.0)	(40.1)	(31.1)	(12.9)	(44.0)	(5.3)	7.6
500	～ 999人	100.0	89.8	(100.0)	(41.9)	(30.9)	(25.4)	(32.5)	(5.2)	6.2
300	～ 499人	100.0	87.6	(100.0)	(40.7)	(42.6)	(31.4)	(22.4)	(1.7)	11.1
100	～ 299人	100.0	79.1	(100.0)	(35.2)	(46.5)	(24.8)	(18.7)	(7.3)	16.9
30	～ 99人	100.0	81.9	(100.0)	(47.0)	(34.7)	(30.9)	(15.6)	(5.4)	11.5
平成18年計		100.0	92.3	(100.0)	(51.8)	(34.3)	(24.0)	(24.0)	(7.4)	7.5

注：1) 表頭「労働協約を締結している計」には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、「周知徹底を図るための措置を講じている」を100とした数値である。

(3) 包括協約の有無、有効期間

ア 包括協約の有無、有効期間の定めの有無の状況

労働協約を締結している労働組合のうち「包括協約がある」労働組合は65.5% [前回 67.3%] となっており、更にそのうち「有効期間の定めがある」のは64.3% [前回 77.4%] となっている（第4表）。

第4表 包括協約の有無、有効期間の定めの有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	労働協約を締結している計	包括協約がある			包括協約がない
			有効期間の定めがある	有効期間の定めがない	
計	100.0	65.5	(100.0)	(64.3)	34.3
< 企業規模 >					
5,000 人以上	100.0	75.9	(100.0)	(70.4)	23.8
1,000 ～ 4,999 人	100.0	67.0	(100.0)	(70.7)	32.8
500 ～ 999 人	100.0	57.2	(100.0)	(77.3)	42.2
300 ～ 499 人	100.0	63.2	(100.0)	(48.1)	36.8
100 ～ 299 人	100.0	61.0	(100.0)	(56.8)	38.9
30 ～ 99 人	100.0	57.3	(100.0)	(53.2)	42.5
平成 18 年 計	100.0	67.3	(100.0)	(77.4)	32.5

注：1) 表頭「労働協約を締結している計」には包括協約の有無不明が含まれる。
 2) 表頭「包括協約がある」には包括協約の有効期間の定めの有無不明が含まれる。
 3) ()内の数値は、「包括協約がある」計を100とした数値である。

イ 有効期間、自動延長規定等の有無別状況

包括協約について「有効期間の定めがある」とする労働組合について有効期間をみると、「1年以下」65.1% [前回 63.3%]、「1年を超え3年未満」27.8% [前回 28.7%]、「3年」7.1% [前回 8.0%] となっている。

また、「有効期間の定めがある」とする労働組合について自動延長規定等の有無をみると、「自動延長規定あり」41.8% [前回 48.3%]、「自動更新規定あり」39.1% [前回 38.3%]、「規定なし」18.3% [前回 13.4%] となっている。（第5表）

第5表 包括協約の有効期間・自動延長規定等の有無別労働組合割合

(単位：%)

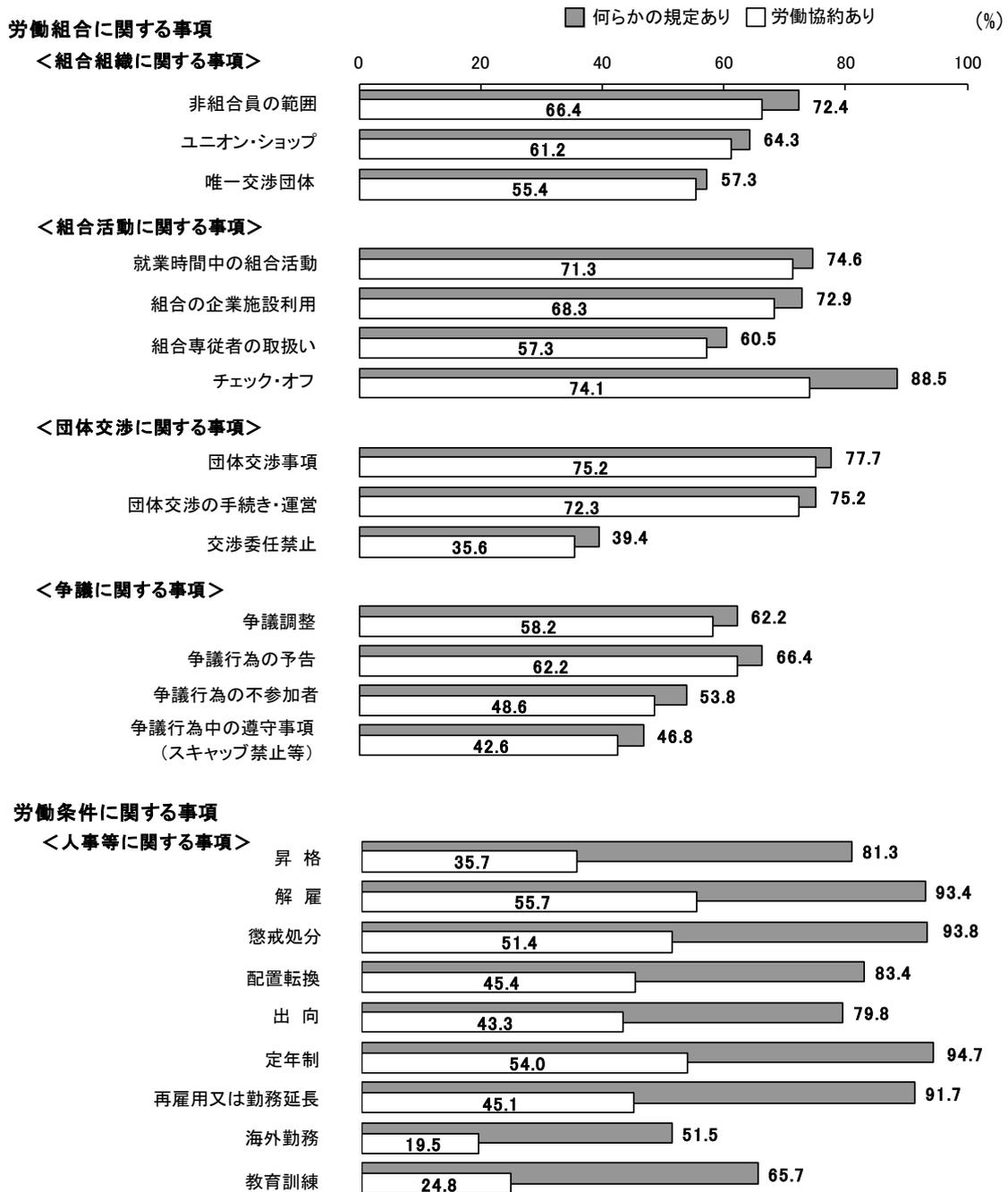
区 分	有効期間の定めがある	有効期間			自動延長規定等の有無		
		1年以下	1年を超え3年未満	3年	自動延長規定あり	自動更新規定あり	規定なし
計	100.0	65.1	27.8	7.1	41.8	39.1	18.3
< 企業規模 >							
5,000 人以上	100.0	65.3	27.5	7.2	38.0	43.7	17.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	60.0	32.8	7.2	38.9	44.4	15.1
500 ～ 999 人	100.0	57.2	37.0	5.7	50.8	31.6	17.6
300 ～ 499 人	100.0	76.4	13.9	9.7	58.9	35.2	3.6
100 ～ 299 人	100.0	61.7	29.3	9.0	44.7	41.0	14.2
30 ～ 99 人	100.0	81.2	16.3	2.5	35.3	19.8	44.9
平成 18 年 計	100.0	63.3	28.7	8.0	48.3	38.3	13.4

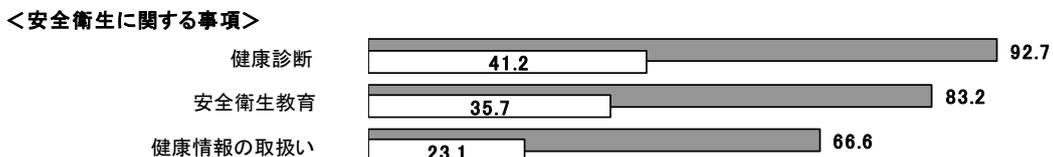
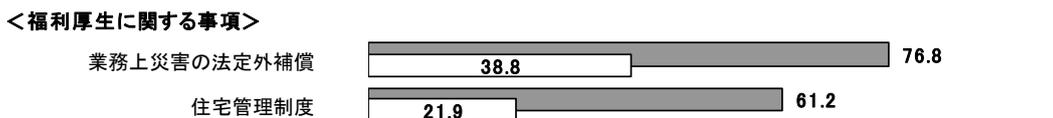
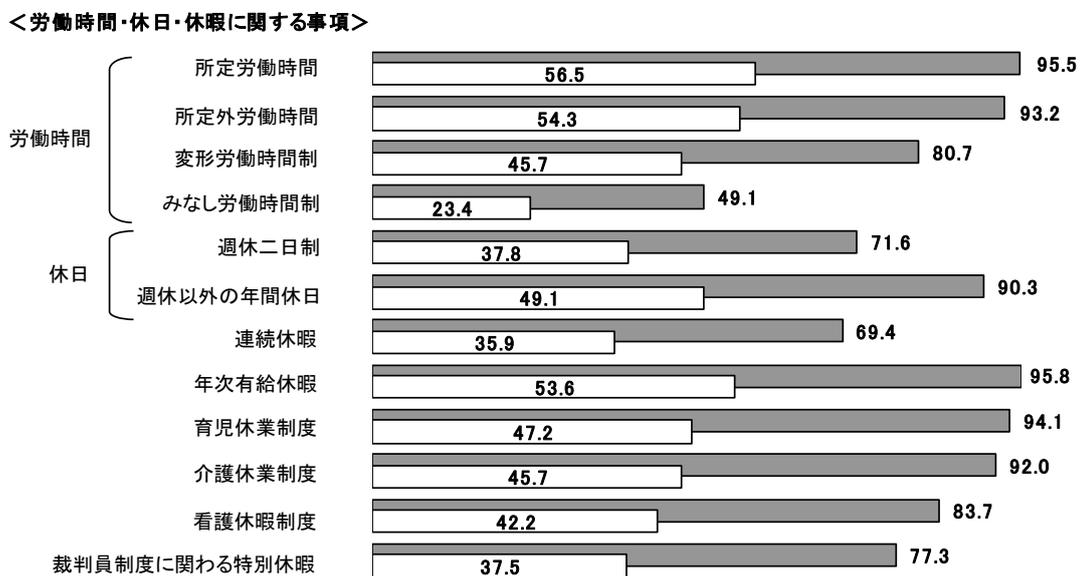
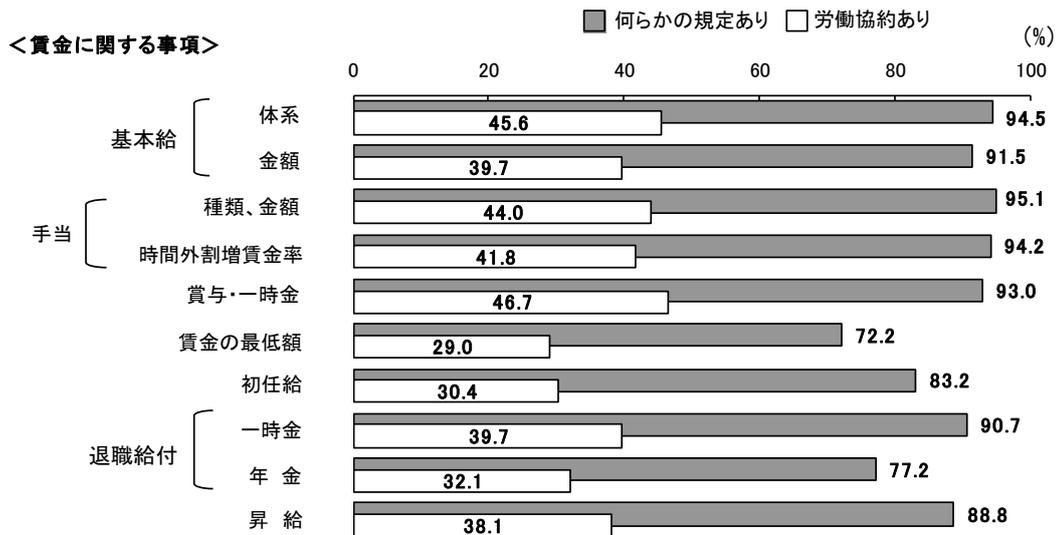
注：表頭「有効期間の定めがある」には自動延長規定等の有無不明が含まれる。

2 労働協約等の事項別締結状況

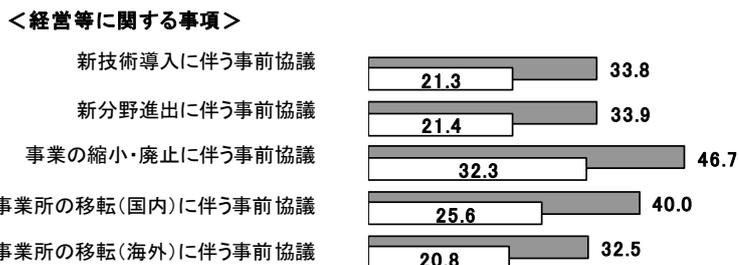
労働組合に関する事項（組合組織、組合活動、団体交渉及び争議に関する事項）と労働条件に関する事項（人事等、賃金、労働時間・休日・休暇、福利厚生及び安全衛生に関する事項）を比較すると、労働組合に関する事項は、何らかの規定（労働協約の他、就業規則、個別の労働契約等を含む）があるとする労働組合の割合は概ね低いものの、そのうち「労働協約」による規定があるとしている労働組合の割合は高くなっている一方で、労働条件に関する事項は、何らかの規定があるとする労働組合の割合は概ね高いものの、そのうち「労働協約」による規定があるとしている労働組合の割合は低くなっている（第1図）。

第1図 事項別労働協約等何らかの規定がある労働組合割合
(全数=100)





その他の事項



注：「不明」を含む全客体を100とした割合である。

3 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況

(1) パートタイム労働者

ア パートタイム労働者の有無及び労働組合員の有無

労働組合が所属する事業所におけるパートタイム労働者の有無をみると、「パートタイム労働者がいる」72.6% [前回 67.2%]、「パートタイム労働者がいない」27.4% [前回 32.5%] となっている。

また、パートタイム労働者がいる事業所について、パートタイム労働者の労働組合員の有無についてみると、「パートタイム労働者の労働組合員がいる」39.3% [前回 19.1%]、「パートタイム労働者の労働組合員がいない」60.7% [前回 80.9%] となっている。(第6表)

第6表 パートタイム労働者の有無、労働組合員の有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	計	パートタイム労働者の有無				パートタイム労働者がいない
		パートタイム労働者がいる	パートタイム労働者の労働組合員がいる	パートタイム労働者の労働組合員がいない	パートタイム労働者がいない	
計	100.0	72.6	(100.0)	(39.3)	(60.7)	27.4
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	78.1	(100.0)	(60.9)	(39.1)	21.9
1,000 ～ 4,999 人	100.0	68.9	(100.0)	(38.7)	(61.3)	31.1
500 ～ 999 人	100.0	74.4	(100.0)	(31.6)	(68.4)	25.6
300 ～ 499 人	100.0	76.0	(100.0)	(25.1)	(74.9)	24.0
100 ～ 299 人	100.0	66.1	(100.0)	(26.4)	(73.6)	33.9
30 ～ 99 人	100.0	73.6	(100.0)	(32.3)	(67.7)	26.4
< 産 業 >						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	56.8	(100.0)	(4.6)	(95.4)	43.2
建設業	100.0	44.4	(100.0)	(32.0)	(68.0)	55.6
製造業	100.0	70.1	(100.0)	(23.5)	(76.5)	29.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.7	(100.0)	(46.7)	(53.3)	41.3
情報通信業	100.0	60.0	(100.0)	(59.6)	(40.4)	40.0
運輸業，郵便業	100.0	67.2	(100.0)	(35.9)	(64.1)	32.8
卸売業，小売業	100.0	83.9	(100.0)	(60.5)	(39.5)	16.1
金融業，保険業	100.0	80.7	(100.0)	(33.1)	(66.9)	19.3
不動産業，物品賃貸業	100.0	56.8	(100.0)	(17.2)	(82.8)	43.2
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	70.5	(100.0)	(37.8)	(62.2)	29.5
宿泊業，飲食サービス業	100.0	85.8	(100.0)	(46.6)	(53.4)	14.2
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	70.1	(100.0)	(39.1)	(60.9)	29.9
教育，学習支援業	100.0	90.8	(100.0)	(51.7)	(48.3)	9.2
医療，福祉	100.0	85.2	(100.0)	(48.5)	(51.5)	14.8
複合サービス事業	100.0	84.9	(100.0)	(60.9)	(39.1)	15.1
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	64.2	(100.0)	(35.7)	(64.3)	35.8
< 労働組合の種類 >						
単位組織組合	100.0	72.4	(100.0)	(31.4)	(68.6)	27.6
支部等の単位扱組合	100.0	72.8	(100.0)	(45.9)	(54.1)	27.2
< 別組合の有無 >						
別組合あり	100.0	72.6	(100.0)	(44.7)	(55.3)	27.4
別組合なし	100.0	72.6	(100.0)	(38.4)	(61.6)	27.4
平成18年計	100.0	67.2	(100.0)	(19.1)	(80.9)	32.5

注：（ ）内の数値は、「パートタイム労働者がいる」計を 100とした数値である。

イ パートタイム労働者への労働協約の適用状況【一部新規調査項目】

パートタイム労働者への労働協約の適用状況をみると、「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」とする労働組合は41.9% [前回33.5%] となっているが、「パートタイム労働者の労働組合員がいる」労働組合では68.4%となっている。

パートタイム労働者に労働協約が適用される事項（複数回答）をみると、「人事等に関する事項」60.7%、「賃金に関する事項」78.6%、「労働時間・休日・休暇に関する事項」90.4%、「福利厚生に関する事項」73.2%、「安全衛生に関する事項」74.8%となっている。（第7表）

第7表 パートタイム労働者への労働協約の適用状況、適用事項別労働組合割合

区 分	パートタイム労働者がいる計	適用される事項（複数回答）							パートタイム労働者には全く適用されない	労働協約はない
		その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される	人事等に関する事項	賃金に関する事項	労働時間・休日・休暇に関する事項	福利厚生に関する事項	安全衛生に関する事項			
								労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される		
計	100.0	41.9	(100.0)	(60.7)	(78.6)	(90.4)	(73.2)	(74.8)	49.5	8.2
< 企業規模 >										
5,000人以上	100.0	59.7	(100.0)	(78.9)	(86.3)	(89.1)	(78.5)	(83.6)	37.8	2.2
1,000～4,999人	100.0	32.9	(100.0)	(69.7)	(80.5)	(92.2)	(80.9)	(76.4)	58.8	7.6
500～999人	100.0	28.8	(100.0)	(35.5)	(40.3)	(90.3)	(70.6)	(72.2)	63.0	8.2
300～499人	100.0	31.7	(100.0)	(53.7)	(78.6)	(98.1)	(75.3)	(67.1)	62.3	5.5
100～299人	100.0	39.1	(100.0)	(37.6)	(68.6)	(89.0)	(67.1)	(68.1)	43.6	17.1
30～99人	100.0	40.9	(100.0)	(47.7)	(87.1)	(89.7)	(59.1)	(63.4)	48.1	10.6
< 産 業 >										
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	42.8	(100.0)	(21.6)	(48.1)	(84.4)	(58.4)	(62.7)	57.2	-
建設業	100.0	34.1	(100.0)	(46.7)	(81.0)	(79.8)	(69.7)	(68.3)	64.1	1.8
製造業	100.0	31.4	(100.0)	(45.9)	(71.6)	(91.2)	(69.5)	(79.1)	60.8	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.4	(100.0)	(63.0)	(84.4)	(95.3)	(62.5)	(91.0)	63.8	0.3
情報通信業	100.0	51.4	(100.0)	(62.7)	(94.8)	(98.1)	(67.5)	(72.6)	45.2	3.4
運輸業，郵便業	100.0	43.2	(100.0)	(58.5)	(78.7)	(97.1)	(79.2)	(75.4)	52.5	4.2
卸売業，小売業	100.0	63.7	(100.0)	(78.3)	(76.8)	(85.5)	(81.4)	(80.9)	33.0	3.2
金融業，保険業	100.0	29.6	(100.0)	(71.5)	(95.5)	(98.3)	(71.8)	(68.1)	65.1	5.3
不動産業，物品賃貸業	100.0	7.7	(100.0)	(-)	(32.4)	(52.7)	(79.7)	(67.6)	76.7	15.6
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	32.2	(100.0)	(54.3)	(73.5)	(74.3)	(69.5)	(66.4)	60.8	7.0
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.1	(100.0)	(65.5)	(85.7)	(89.1)	(73.5)	(74.5)	52.5	9.8
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	48.2	(100.0)	(44.7)	(58.8)	(77.1)	(47.3)	(45.3)	43.1	8.8
教育，学習支援業	100.0	43.8	(100.0)	(63.7)	(78.2)	(78.9)	(46.7)	(37.3)	21.6	31.9
医療，福祉	100.0	46.9	(100.0)	(49.1)	(84.1)	(89.2)	(66.6)	(66.7)	32.4	19.2
複合サービス事業	100.0	56.0	(100.0)	(67.4)	(86.5)	(94.0)	(81.7)	(79.7)	25.6	17.3
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	40.2	(100.0)	(39.3)	(69.0)	(97.8)	(64.4)	(70.6)	36.5	23.3
< 労働組合の種類 >										
単位組織組合	100.0	37.3	(100.0)	(47.2)	(75.1)	(87.2)	(65.1)	(67.7)	47.6	14.8
支部等の単位別組合	100.0	45.8	(100.0)	(69.9)	(81.0)	(92.6)	(78.7)	(79.6)	51.1	2.7
< 別組合の有無 >										
別組合あり	100.0	53.4	(100.0)	(56.5)	(88.9)	(94.6)	(68.7)	(65.1)	40.0	6.2
別組合なし	100.0	40.2	(100.0)	(61.5)	(76.5)	(89.5)	(74.1)	(76.7)	50.9	8.5
< パートタイム労働者の労働組合員の有無 >										
パートタイム労働者の労働組合員がいる	100.0	68.4	(100.0)	(70.1)	(86.3)	(90.8)	(75.1)	(74.7)	21.6	9.0
パートタイム労働者の労働組合員がいない	100.0	24.8	(100.0)	(44.0)	(65.0)	(89.7)	(69.8)	(74.8)	67.5	7.7
平成18年計	100.0	33.5	55.7	10.8

注：1）表頭「パートタイム労働者がいる計」には労働協約の適用状況「不明」が含まれる。

2）表頭「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」には労働協約が適用される事項「不明」が含まれる。

3）（ ）内の数値は、「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」を100とした数値である。

(2) 有期契約労働者

ア 有期契約労働者の有無及び労働組合員の有無

労働組合が所属する事業所における有期契約労働者（パートタイム労働者を除く）の有無をみると、「有期契約労働者がいる」70.7% [前回 63.7%]、「有期契約労働者がいない」27.6% [前回 36.0%]となっている。

また、有期契約労働者がいる事業所について、有期契約労働者の労働組合員の有無についてみると、「有期契約労働者の労働組合員がいる」45.3% [前回 23.5%]、「有期契約労働者の労働組合員がいない」54.7% [前回 76.5%]となっている。（第8表）

第8表 有期契約労働者（パートタイム労働者を除く）の有無、労働組合員の有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	計	有期契約労働者がいる			有期契約労働者の労働組合員がいない	
		有期契約労働者がいる	有期契約労働者の労働組合員がいる	有期契約労働者の労働組合員がいない	有期契約労働者がいない	
計	100.0	70.7	(100.0)	(45.3)	(54.7)	27.6
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	77.9	(100.0)	(64.0)	(36.0)	20.3
1,000～4,999人	100.0	76.8	(100.0)	(51.9)	(48.1)	20.9
500～999人	100.0	80.3	(100.0)	(38.7)	(61.3)	18.6
300～499人	100.0	63.9	(100.0)	(27.7)	(72.3)	35.6
100～299人	100.0	62.6	(100.0)	(37.3)	(62.7)	34.8
30～99人	100.0	59.7	(100.0)	(23.5)	(76.5)	38.8
< 産 業 >						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	64.6	(100.0)	(-)	(100.0)	35.4
建設業	100.0	62.5	(100.0)	(29.8)	(70.2)	34.9
製造業	100.0	67.2	(100.0)	(29.3)	(70.7)	32.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.7	(100.0)	(62.2)	(37.8)	41.0
情報通信業	100.0	79.9	(100.0)	(74.3)	(25.7)	19.3
運輸業，郵便業	100.0	70.6	(100.0)	(53.9)	(46.1)	27.8
卸売業，小売業	100.0	69.3	(100.0)	(54.4)	(45.6)	28.1
金融業，保険業	100.0	82.3	(100.0)	(45.6)	(54.4)	15.8
不動産業，物品賃貸業	100.0	84.2	(100.0)	(38.9)	(61.1)	13.1
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	72.9	(100.0)	(25.1)	(74.9)	26.1
宿泊業，飲食サービス業	100.0	71.5	(100.0)	(59.5)	(40.5)	24.5
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	76.1	(100.0)	(44.9)	(55.1)	19.9
教育，学習支援業	100.0	83.0	(100.0)	(48.6)	(51.4)	13.0
医療，福祉	100.0	69.3	(100.0)	(59.8)	(40.2)	26.4
複合サービス事業	100.0	78.7	(100.0)	(60.5)	(39.5)	17.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	72.8	(100.0)	(48.9)	(51.1)	26.1
< 労働組合の種類 >						
単位組織組合	100.0	64.5	(100.0)	(30.7)	(69.3)	33.4
支部等の単位別組合	100.0	75.9	(100.0)	(55.8)	(44.2)	22.6
< 別組合の有無 >						
別組合あり	100.0	71.8	(100.0)	(56.8)	(43.2)	26.4
別組合なし	100.0	70.5	(100.0)	(43.5)	(56.5)	27.7
平成18年計	100.0	63.7	(100.0)	(23.5)	(76.5)	36.0

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、「有期契約労働者がいる」計を100とした数値である。

イ 有期契約労働者への労働協約の適用状況【一部新規調査項目】

有期契約労働者への労働協約の適用状況を見ると、「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」とする労働組合は45.0% [前回42.7%] となっているが、「有期契約労働者の労働組合員がいる」労働組合では69.2%となっている。

有期契約労働者に労働協約が適用される事項(複数回答)を見ると、「人事等に関する事項」63.5%、「賃金に関する事項」79.0%、「労働時間・休日・休暇に関する事項」93.6%、「福利厚生に関する事項」76.2%、「安全衛生に関する事項」78.1%となっている。(第9表)

第9表 有期契約労働者(パートタイム労働者を除く)への労働協約の適用状況、適用事項別労働組合割合

(単位: %)

区 分	有期契約労働者が いる計	適用される事項(複数回答)							労働協約はあるが、 有期契約労働者には 全く適用されない	労働協約はない
		その全部又は一部が 有期契約労働者に 適用される	人事等に関する事項	賃金に関する事項	労働時間・休日・ 休暇に関する事項	福利厚生に 関する事項	安全衛生に 関する事項			
計	100.0	45.0	(100.0)	(63.5)	(79.0)	(93.6)	(76.2)	(78.1)	45.7	8.6
< 企業規模 >										
5,000人以上	100.0	61.3	(100.0)	(78.9)	(87.5)	(93.6)	(82.8)	(85.5)	35.6	2.5
1,000～4,999人	100.0	41.1	(100.0)	(60.6)	(89.1)	(95.4)	(71.4)	(70.4)	50.7	7.4
500～999人	100.0	38.3	(100.0)	(50.7)	(55.4)	(89.9)	(74.5)	(84.1)	53.2	8.5
300～499人	100.0	39.3	(100.0)	(58.9)	(82.5)	(96.3)	(85.8)	(69.0)	54.1	6.0
100～299人	100.0	38.5	(100.0)	(50.3)	(68.9)	(94.3)	(75.1)	(77.2)	42.9	18.6
30～99人	100.0	35.4	(100.0)	(47.9)	(63.3)	(90.4)	(56.4)	(67.6)	50.9	11.8
< 産 業 >										
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	51.5	(100.0)	(54.1)	(73.1)	(100.0)	(76.3)	(84.2)	48.5	-
建設業	100.0	24.5	(100.0)	(54.6)	(70.3)	(84.6)	(57.8)	(71.4)	68.5	7.1
製造業	100.0	33.7	(100.0)	(47.0)	(68.7)	(93.6)	(72.3)	(78.9)	58.2	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.6	(100.0)	(74.7)	(82.1)	(99.4)	(73.6)	(88.3)	62.1	0.3
情報通信業	100.0	60.2	(100.0)	(65.7)	(79.5)	(97.4)	(68.7)	(71.8)	33.5	4.3
運輸業, 郵便業	100.0	57.3	(100.0)	(58.1)	(81.3)	(95.7)	(77.3)	(75.5)	36.5	5.7
卸売業, 小売業	100.0	57.7	(100.0)	(87.5)	(85.1)	(88.7)	(84.3)	(85.4)	38.4	3.6
金融業, 保険業	100.0	41.9	(100.0)	(75.1)	(96.5)	(100.0)	(82.0)	(81.2)	53.3	4.8
不動産業, 物品賃貸業	100.0	19.9	(100.0)	(57.2)	(67.1)	(63.9)	(62.5)	(67.8)	60.3	19.8
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	29.4	(100.0)	(70.3)	(73.1)	(84.6)	(75.4)	(78.7)	65.4	4.3
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	49.9	(100.0)	(69.3)	(69.4)	(87.4)	(81.6)	(83.1)	41.1	8.3
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	54.9	(100.0)	(70.3)	(70.5)	(92.5)	(76.5)	(74.5)	38.0	7.1
教育, 学習支援業	100.0	49.3	(100.0)	(66.5)	(70.4)	(88.1)	(60.3)	(53.9)	18.9	30.0
医療, 福祉	100.0	48.0	(100.0)	(54.6)	(84.3)	(99.4)	(77.6)	(76.7)	27.2	20.3
複合サービス事業	100.0	54.5	(100.0)	(66.1)	(83.3)	(91.4)	(80.3)	(81.3)	27.3	17.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	36.6	(100.0)	(48.2)	(61.6)	(95.5)	(74.3)	(80.3)	34.0	29.4
< 労働組合の種類 >										
単位組織組合	100.0	34.4	(100.0)	(55.4)	(73.9)	(92.6)	(73.5)	(75.5)	48.7	16.6
支部等の単位扱組合	100.0	52.7	(100.0)	(67.3)	(81.4)	(94.0)	(77.5)	(79.3)	43.6	3.0
< 別組合の有無 >										
別組合あり	100.0	59.2	(100.0)	(68.1)	(88.9)	(97.7)	(78.2)	(75.3)	33.1	6.3
別組合なし	100.0	42.8	(100.0)	(62.5)	(76.8)	(92.7)	(75.8)	(78.7)	47.7	9.0
< 有期契約労働者の労働組合員の有無 >										
有期契約労働者の労働組合員がいる	100.0	69.2	(100.0)	(69.2)	(86.8)	(95.1)	(79.3)	(78.4)	21.8	7.7
有期契約労働者の労働組合員がいない	100.0	25.0	(100.0)	(50.4)	(61.0)	(90.1)	(69.2)	(77.5)	65.5	9.5
平成18年計	100.0	42.7	47.4	10.0

注: 1) 表頭「有期契約労働者がいる計」には労働協約の適用状況「不明」が含まれる。
 2) 表頭「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」には労働協約が適用される事項「不明」が含まれる。
 3) ()内の数値は、「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」を100とした数値である。

4 労働協約等の運営状況

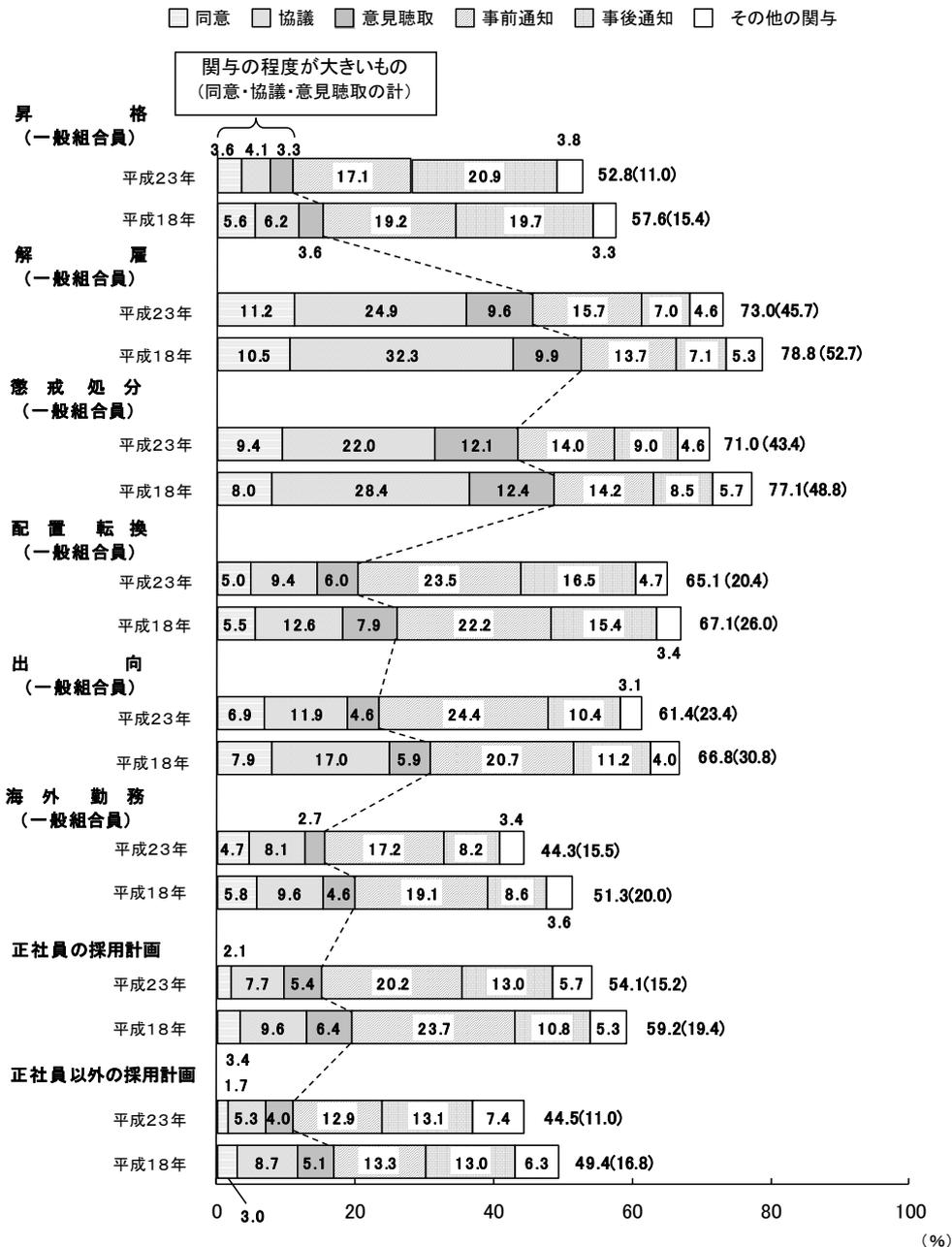
(1) 人事に関する事項についての労働組合の関与状況

一般組合員（組合役員を除く）の人事に関する事項について、労働組合の関与状況をみると、何らかの方法（「同意」、「協議」、「意見聴取」、「事前通知」、「事後通知」、「その他の関与」を合わせたものをいう。）で「関与している」労働組合の割合は、「解雇」73.0% [前回 78.8%]、「懲戒処分」71.0% [前回 77.1%]、「配置転換」65.1% [前回 67.1%] の順で高くなっている。

労働組合の関与の程度が大きいもの（「同意」、「協議」、「意見聴取」の計）の割合をみると、「解雇」45.7% [前回 52.7%]、「懲戒処分」43.4% [前回 48.8%] の順で高くなっている。

採用計画について、労働組合の関与状況をみると、何らかの方法で「関与している」労働組合は、「正社員の採用計画」54.1% [前回 59.2%]、「正社員以外の採用計画」44.5% [前回 49.4%] となっている。（第2図）

第2図 人事に関する事項についての労働組合の関与の程度別労働組合割合
(全数=100)



注：1) () なしの数値は、「不明」を含む全客体を100とした割合である。
2) () 内の数値は、「不明」を含む全客体を100とした労働組合の関与の程度が大きいもの（「同意」、「協議」、「意見聴取」の計）の割合である。

(2) 就業時間中の組合活動について

ア 就業時間中の組合活動に組合員が参加する場合の取扱い

(7) 組合大会等定期の会合では、「許可、届出等を要しないことができる」9.9% [前回 10.4%]、「届出、通知等をすればできる」49.3% [前回 55.9%]、「許可、承認等のあった場合できる」26.2% [前回 22.3%]、「全くできない」12.9% [前回 9.7%] となっている。

(イ) 教宣活動等日常の組合活動では、「許可、届出等を要しないことができる」14.7% [前回 16.3%]、「届出、通知等をすればできる」39.5% [前回 42.2%]、「許可、承認等のあった場合できる」29.4% [前回 26.4%]、「全くできない」14.0% [前回 13.4%] となっている。

イ 就業時間中の組合活動についての労働協約の規定の有無別にみると、「組合大会等定期の会合」、「教宣活動等日常の組合活動」のいずれの場合も、「届出、通知等をすればできる」、「許可、承認等のあった場合できる」において、労働協約の規定がある労働組合の方が高くなっている。(第10表、第3図)

第10表 就業時間中の組合活動に参加する場合の取扱い別労働組合割合

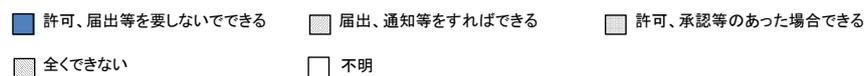
(単位：%)

区 分	計	許可、届出等を要しない ことができる	届出、通知等 をすれば できる	許可、承認等 のあった場合 できる	全くできない
< 組合大会等定期の会合 > 計	100.0	9.9	49.3	26.2	12.9
就業時間中の組合活動について 労働協約の規定あり	100.0	10.1	50.9	27.2	10.3
労働協約の規定なし	100.0	10.8	45.6	22.1	21.1
< 教宣活動等日常の組合活動 > 計	100.0	14.7	39.5	29.4	14.0
就業時間中の組合活動について 労働協約の規定あり	100.0	11.9	42.1	32.5	11.7
労働協約の規定なし	100.0	23.2	30.4	23.1	21.9

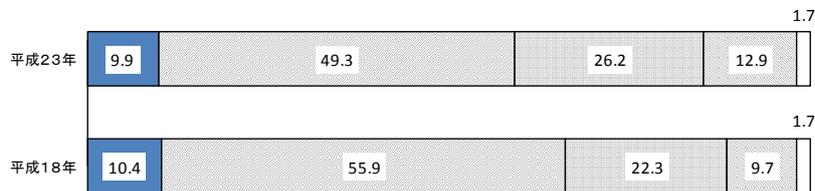
注：1) 表頭「計」には取扱い「不明」が含まれる。

2) 表側「計」には就業時間中の組合活動について労働協約の規定の有無「不明」が含まれる。

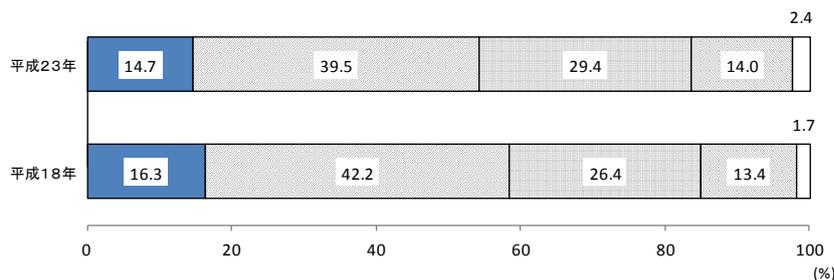
第3図 就業時間中の組合活動に参加する場合の取扱い別労働組合割合



組合大会等定期の会合



教宣活動等日常の組合活動



(3) チェック・オフ状況について

組合費のチェック・オフの状況をみると、組合費のチェック・オフが「行われている」労働組合は91.0% [前回93.5%]、「全く行われていない」労働組合は7.7% [前回4.6%]となっている。

チェック・オフが行われている労働組合のうち、「定期組合費以外についても行われている」労働組合は50.4% [前回54.3%]、「定期組合費のみについて行われている」労働組合は49.6% [前回45.7%]となっている。(第11表、第4図)

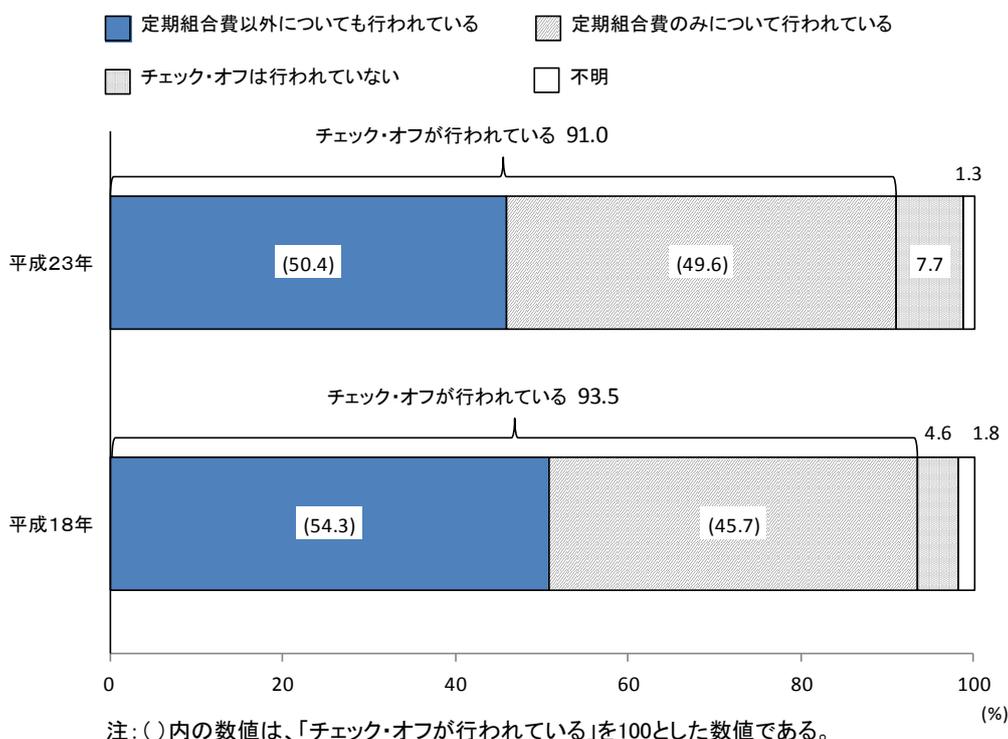
第11表 組合費のチェック・オフ状況別労働組合割合

区 分		計	(単位：%)			
			チェック・オフが行われている	定期組合費以外についても行われている	定期組合費のみについて行われている	チェック・オフは全く行われていない
計		100.0	91.0 (100.0)	(50.4)	(49.6)	7.7
< 企 業 規 模 >						
5,000	人 以 上	100.0	93.6 (100.0)	(54.5)	(45.5)	5.2
1,000	～ 4,999 人	100.0	97.4 (100.0)	(56.1)	(43.9)	1.7
500	～ 999 人	100.0	93.4 (100.0)	(52.4)	(47.6)	5.9
300	～ 499 人	100.0	91.1 (100.0)	(46.0)	(54.0)	8.4
100	～ 299 人	100.0	86.0 (100.0)	(48.2)	(51.8)	11.7
30	～ 99 人	100.0	83.7 (100.0)	(39.1)	(60.9)	14.8

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、「チェック・オフが行われている」を100とした数値である。

第4図 組合費のチェック・オフ状況別労働組合割合



5 労使関係についての認識

労働組合における使用者側との労使関係についての認識をみると、「安定的に維持されている」50.2%、「おおむね安定的に維持されている」36.6%、「どちらともいえない」7.2%、「やや不安定である」3.3%、「不安定である」1.8%となっている（第12表、第5図）。

第12表 労使関係についての認識別労働組合割合

(単位：%)

区 分	総数	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
計	100.0	50.2	36.6	7.2	3.3	1.8
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	66.3	24.9	4.8	1.7	1.5
1,000～4,999人	100.0	60.5	34.2	2.7	1.4	0.7
500～999人	100.0	47.7	44.9	4.9	0.3	1.5
300～499人	100.0	42.7	42.1	9.8	1.5	3.9
100～299人	100.0	37.3	44.5	9.1	5.9	1.4
30～99人	100.0	34.3	39.3	14.0	8.1	3.0

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

第5図 労使関係についての認識別労働組合割合

